

平成15年12月 1日  
15 独 家 セ 第 1 0 9 5 号  
〔平成20年4月1日改正〕  
19 独 家 セ 第 1 5 6 0 号

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、  
情報の公表に関する手続き

(目的)

第1条 この手続きは、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号、以下「法」という。)第3条に規定された牛個体識別台帳に記録された事項及びその他関連する記録事項(以下「牛個体識別全国データベース」という。)について、法第4条に基づく記録、記録の修正若しくは消去、法第5条に基づく記録の漏れ又は誤りの申出、法第12条に基づく変更の届出、法第6条に基づく情報の公表及びその他必要な事項について定めることを目的とする。

(記録、記録の修正若しくは消去)

第2条 独立行政法人家畜改良センター理事長(以下「理事長」という。)は、牛個体識別全国データベースの適切な管理のため、法に基づく届出、又は職権を受けて、牛個体識別全国データベースの記録、記録の修正若しくは消去を行うものとする。

(記録の漏れ又は誤りの申出)

第3条 牛の管理者(管理者の代理により届出を行った者を含む。以下同じ。)は、牛個体識別全国データベースに記録の漏れ(届出はされてるが、届出内容の誤り等により記録されない場合を含む。)があることを知った場合、法第8条及び第11条から第13条に基づく届出を行うものとする。

2 牛の管理者は、法の規定による届出又は職権によって牛個体識別全国データベースに記録された事項について誤りがあることを知った場合において、理事長に対し、誤りのあった事項について取消しを申し出るとともに、法第8条及び第11条から第13条に基づく届出を再度行うものとする。

3 牛の管理者は、牛個体識別全国データベースのうち、他の者の届出に基づいて、又は職権によって記録された事項に関する申し出をするときは、記録の漏れ又は誤りがあることを証する書面を添付し、理事長に対し、その修正を申し出ることができる。

理事長は、修正の内容について、必要と認めた場合、調査を行うことができるものとする。

4 理事長は、第2項の規定による取消しの申出を受けて牛個体識別全国データベースに記録されている記録を消去した場合において、牛個体識別全国データベースに消去した旨を記録するものとする。

(変更の届出)

第4条 牛の管理者は、牛個体識別全国データベースに記録された事項に変更があった場合には、理事長に対し変更があった旨を届け出するものとする。

2 理事長は、第1項の規定により、記録された事項の変更を行った場合において、牛個体識別全国データベースに変更があった旨を記録するものとする。

(その他関連する記録事項)

第5条 その他関連する記録事項の取り扱いは、前3条に準じて行うことができるものとする。

(飼養地に係る情報の公表)

第6条 管理者は、法第6条に定める牛個体識別台帳の公表事項のほか、管理者の氏名又は名称及び飼養施設の所在地についての情報を公表する場合において、その旨を理事長に通知するものとする。その変更を希望する場合も、同様とする。

なお、独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別全国データベース利用規程（平成14年4月30日14独家セ第188号）第9条に基づく情報の公表に同意した者は、別に申し出のない限り本条により公表する旨の通知があったものとする。

附則

この手続きは、平成15年12月1日から施行する。

附則

この手続きは、平成18年2月1日から施行する。

附則

この手続きは、平成20年7月1日から施行する。

平成15年12月1日  
15独家セ第1095号  
〔平成20年4月1日改正〕  
19独家セ第1560号

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、  
情報の公表に関する手続きの運用について

#### 第1（趣旨）

牛個体識別台帳に記録された事項及びその他関連する記録事項（以下「牛個体識別全国データベース」という。）の修正、情報の公表については、独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースの修正、情報の公表に関する手続き（平成15年12月1日15独家セ第1095号。以下「手続き」という。）によるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

#### 第2（手続き第3条第2項関係）

独立行政法人家畜改良センター理事長（以下「理事長」という。）は、手続き第3条第2項の取り消しの申出及び届出があった場合において、届出の内容が正しいことを確認のうえ、牛個体識別全国データベースの記録を消去するとともに再記録するものとする。なお、取消しの申出および届出に係る様式は、別紙1のとおりとする。

また、牛の管理者がインターネットを利用して、届出の修正を行う場合は、独立行政法人家畜改良センターインターネット修正受付システム利用規約（平成18年7月1日18独家セ第343号）に基づき行うものとする。

#### 第3（手続き第3条第3項関係）

手続き第3条第3項の修正の申出に係る様式は、別紙2のとおりとする。  
なお、調査に係る様式は、別紙3のとおりとする。

#### 第4（手続き第4条関係）

手続き第4条の変更の届出に係る様式は、別紙4のとおりとする。

#### 第5（手続き第5条関係）

手続き第5条の手続き前3条に準ずることに係る様式は、別紙1から別紙4までのとおりとする。

#### 第6（手続き第6条関係）

手続き第6条により、飼養地に係る情報の公表を行おうとする場合の様式は、別紙5のとおりとし、飼養地に係る情報の変更を行おうとする場合の様式は、別紙6のとおりとする。

#### 附則

この手続きは、平成15年12月1日から施行する。

#### 附則

この手続きは、平成18年2月1日から施行する。

附則

この手続きは、平成18年4月1日から施行する。

附則

この手続きは、平成18年7月1日から施行する。

附則

この手続きは、平成20年7月1日から施行する。

別紙1 (第3条第2項、第5条関係)

牛個体識別情報の取消しの申出及び届出書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称

印

管理者等の  
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(以下、法という。)第8条(出生及び輸入の届出)、第11条(譲渡し等及び譲受け等の届出)、第12条(変更の届出)又は第13条(死亡、とさつ及び輸出の届出)に基づく届出に誤りがあったので、当該届出のうち誤りのあった事項を取り消すとともに、下記のとおり法第8条又は第11条から第13条に基づき届出いたします。

記

1 取消しの申出に係る牛の個体識別番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 届出の内容

正しい内容	取消前の誤った届出内容

3 連絡先(電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

4 その他

別紙2 (第3条第3項、第5条関係)

牛個体識別情報の他の者の届出に係る修正事項の申出書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称

印

管理者等の  
コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(以下、法という。)第8条(出生及び輸入の届出)、第11条(譲渡し等及び譲受け等の届出)、第12条(変更の届出)又は第13条(死亡、とさつ及び輸出の届出)に基づく届出に誤りがあったので下記のとおり申し出いたします。

記

1 届出に係る牛の個体識別番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 申出の内容

正しい内容	誤った届出内容

3 連絡先(電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)

4 正しい内容を証す書類(必ず添付すること)

部

5 その他

牛個体識別情報等の修正にかかる確認依頼及び届出書

様

〒 961-8511 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原 1  
 独立行政法人家畜改良センター個体識別部個体識別情報課  
 電 話 0 2 4 8 - 4 8 - 0 5 9 6  
 F A X 0 2 4 8 - 4 8 - 0 5 8 1

貴方から届出のありました、下記の牛個体識別情報等について修正事項の申出がありました。お手数ですが修正内容及び添付しました証拠書類をご確認の上、「内容の確認および修正について」の a、b、c のいずれかに○をつけ、農家コード及び氏名をご記入の上、F A X (または郵送) にて 年 月 日まで返信いただきますよう、お願いいたします。

記

・確認依頼事項

牛個体識別番号 ○○○○○○○○○○○○	現在の記録事項	他の管理者からの 修正事項の内容
生 年 月 日		
種 別		
性 別		
母牛個体識別番号		
異動内容・異動年月日		

- ・内容の確認および修正について (a、b または c に○をつけてください。)
  - a. 現在の記録事項が正しいので修正に同意しません。
  - b. 修正事項の内容が正しいと確認できたので修正に同意します。
  - c. 確認できないので、修正可否について異議をとないません。

※上記 b または c に○を付けた場合、下記についても同意があったものといたします。

上記の現在の記録事項に係る届出を取り消し、修正事項の内容のとおり届出内容を変更して、法第8条又は第11条から第13条に基づき届け出いたします。

・内容確認者の農家コード及び氏名

農家コード \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

問合せ番号 \_\_\_\_\_  
 証拠書類番号 \_\_\_\_\_